

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：17702

研究種目：基盤研究 C

研究期間：2010～2012

課題番号：22530059

研究課題名（和文）イギリスにおける教育・スポーツ分野における子ども保護法制度の考察

研究課題名（英文）A study on the child protection legal system in the education and the sport field in Britain

研究代表者

森克己（MORI KATSUMI）

鹿屋体育大学・体育学部・准教授

研究者番号：60343373

研究成果の概要（和文）：

イギリスでは、18歳未満の子どもを親等からの虐待から保護するチャイルド・プロテクション（以下 CP と略）の制度をスポーツ分野にも導入するため、2001年に専門機関である CPSU が設立された。イギリススポーツ団体の CP 制度の最も重要な特徴は、UKCC というコーチング認証制度の教育プログラムの内容に CP の知識を修得することが含まれるなど、コーチングの公的資格制度とリンクした実効性のある制度となっていることにある。また、オーバートレーニングなど子どもアスリートの福祉（welfare）を対象とし、FA(Football Association)など親に対するワークショップを実施している団体もある。

研究成果の概要（英文）：

In Britain, in order to introduce also into the sport field the system of child protection (written as CP below) which protects a less than 18-year-old children from the abuse from their parents etc, CPSU was established as a special organization for CP in the field of sports in 2001. The most important feature of CP system of the British sport organizations is contained learning the knowledge of CP in the educational program of the coaching certification system of UKCC. As a result, its system becomes very effective being linked with public certification system of coaching. Moreover, the subject of CP system of British sport organizations is welfare of child athletes, such as overtraining. There are also organizations which hold workshops to parents, such as FA(Football Association).

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会法学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：教育法

1. 研究開始当初の背景

| 本研究代表者は、わが国でも近年大きな社会

問題となっている子ども虐待の防止と対応について以前から関心を抱いてきた。例えば、2000年3月日本教育法学会に同学会の30周年公募論文として提出し奨励賞を受賞した論文に加筆・修正した拙稿「児童虐待への法的対応改革試論—福祉と教育の連携を目指して」(早稲田大学大学院法研論集第95号、2000年9月、163~189頁)では、虐待の防止と虐待への対応のために学校・教師と児童相談所等の福祉機関との連携が重要であることを指摘した。そして本研究代表者は、関係機関の連携により子ども虐待へ対応する制度を構築してきたイギリスの虐待防止制度であるCP制度についても研究してきた。その一方で、本研究代表者は、現在の勤務校に就職後、スポーツ法学の研究にも携わり、これまでイギリスを中心に研究を行ってきた。それらの研究成果により、イギリスのスポーツ団体では、近年、18歳未満の子どもをコーチ等からの虐待から保護する制度が開始されたとの情報を得、このテーマについての研究に着手した。

2. 研究の目的

イギリスでは、2001年にスポーツ分野のchild protectionの中核機関としてChild Protection in Sport Unit(CPSU)が設立されて以来、スポーツ団体がCPのガイドラインを策定するなど、スポーツ分野でも虐待などから子どもを保護する社会的仕組みが整備・充実されている。さらに、イギリスの教育・雇用省でも2004年にCPの新ガイドラインを策定し、不適格者を排除する制度等を導入している。本研究は、イギリスでの現地調査等により、イギリスの教育・スポーツ分野におけるchild protectionの法制度の現状や政府・スポーツ団体によるガイドラインの内容等を考察し、わが国における制度構築の示唆を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究代表者は、2010年度~2012年度の3年間で、関連文献の収集・分析並びにイギリスでの現地調査・研究により、1989年子ども法等の関係法規並びに教育省やCPSUによるガイドライン等に基づき、イギリスにおいて教育・スポーツ分野におけるCP制度がどのような仕組みに基づき構築されているか、その意義・問題としてはどのようなことが指摘できるかを明らかにした。さらに、わが国においても、スポーツ団体を含めた子ども虐待防止制度構築の可能性、スポーツ指導者の資格を取得する必要条件として子ども虐待防止の知識の修得を組み込む可能性、性犯罪の犯罪歴を有する者を教育やスポーツ指導の現場から排除する制度導入の可能性等について考察した。

4. 研究成果

本研究により、イギリスの教育・スポーツ分野のCP制度に関して、次の研究成果が得られた。

(1)イギリスでは、被虐待児だけでなく、虐待を受ける可能性のある子どもも保護の対象とする1989年子ども法(Children Act 1989)を中心に虐待への対応がなされてきた。ところが、2000年に発生した当時8歳の少女の虐待死事件の報告書(2003年1月)では、同法などに基づくイギリスの多機関連携のあり方等の問題点が指摘された。そして、同年発表された政府のグリーン・ペーパー”Every child matters”に基づき児童福祉を抜本的に改革する立法として2004年子ども法(Children Act 2004)が制定された。同法により、地方の機関連携の中核であったACPCが解体され教育・福祉等の関係諸機関の連携の中心的役割を担う「地方子ども保護委員会」(Local Safeguarding Children Boards,以下LSCBと略)が設立されるなどの改革が行われた。そして、近年においては、2011年5月にロンドン大学のマンロー教授による報告書「マンロー報告:子ども中心の保護制度の創出(The Munro Review of Child Protection: Final Report, A child-centred system)」が提出され、政府に対して関連する規則やガイドライン、地方のルールや手続きを大幅に削減することなど15項目の勧告を行った。現在同報告書に基づく改革が政府により推進されている。

(2)イギリス水泳ナショナルチームのコーチによる少女たちに対する性的虐待事件等を契機としてスポーツ分野のCPの中核機関として2001年にChild Protection in Sport Unit(CPSU)が設立された。CPSUは、政府から資金を提供されている全てのスポーツ団体にCP制度を導入するために設立され、CPSUのガイドラインに沿った形で、各スポーツ団体がガイドラインを策定している。

(3)イギリススポーツ団体のCP制度の最も重要な特徴は、UK Coaching Certificate(UKCC)というコーチング認証制度の教育プログラムの内容にCPの知識を修得することが含まれるなど、コーチングの公的資格制度とリンクした実効性のある制度となっていることにある。また、イギリス柔道連盟(British Judo Association, BJA)のCPガイドラインでは、嘉納治五郎が唱えた「精力善用」「自他共栄」の精神から柔道家はいじめをしないことが盛り込まれるなど、それぞれのスポーツ団体ごとに独自の制度となっているところに特徴がある。

(4) アマチュア水泳連盟 (Amateur Swimming Association, ASA) のCPガイドラインで「身体的虐待」の例として「身体的な害に至る個人の能力を超えた絶え間のないトレーニングの強要」が挙げられているように、指導者によるオーバートレーニングやバーンアウト(燃え尽き症候群)もCPの保護の対象になっている。

(5)CPを含めたアスリートの福祉(welfare)問題は、近年国際的にも注目されており、ユニセフが2010年7月に「スポーツにおける暴力からの子ども保護—先進国に焦点を当てた調査(Protecting Children From Violence in Sport—A Review with a Focus on Industrialized Countries)」の報告書を策定し、子どものスポーツを取り巻く商業主義や勝利至上主義の中で、親に対する暴力防止プログラムや体育教師に対するトレーニングの必要性などに言及されるとともに、倫理ガイドラインや行為規範を促進すること等が提唱されている。

(6)教育分野のCPに関しては、2006年問題がある集団からの保護法(Safeguarding Vulnerable Groups Act2006)に基づき2007年1月に教育・雇用省が「教育における子ども保護とより安全な採用」(Safeguarding Children and Safer Recruitment in Education)を策定し、教師、ボランティアを含め教育分野で子どもと関わる可能性のある者から不適切(unsuitable)な人々を排除する仕組みが2008年から導入された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 森克己、スポーツにおけるチャイルド・プロテクション制度の制度導入に向けた課題—子どものスポーツ選手の人権保障の観点から—、日本スポーツ法学会年報第19号、査読あり、2013年、101~113頁。
- ② 森克己、スポーツにおける暴力からの子ども保護—ユニセフ報告書が指摘するチャイルド・プロテクションの現状と課題を中心として、日本スポーツ法学会年報18号、査読なし、2011年、133~147頁。

[学会発表] (計7件)

- ① 森克己、子どもに対するスポーツ指導のあり方に関するガイドライン構築の必要性について—イギリスにおけるスポーツ団体のチャイルド・プロテクション制度

を参考にして、日本スポーツ法学会第20回大会、2012年12月15日、早稲田大学。

- ② 森克己、山田理恵、中本浩揮、子どものアスリートの人権保障の現状とチャイルド・プロテクションの必要性、日本体育学会第63回大会、2012年8月23日、東海大学。
- ③ Katsumi Mori, Koji Hamada, Misato Sakanaka, Rie Yamada, Hiroki Nakamoto, Isamu Nakamura, David Elmes, The present condition of the protection of the human rights of child athletes and necessity for child protection system in sports in japan-based on the results of a child protection questionnaire administered to the students of the National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, ICSEMIS2012, 2012.7.21, Glasgow, U.K.,.
- ④ 森克己、スポーツにおけるチャイルド・プロテクション制度の意義と制度導入に向けた課題—子どものスポーツ選手の人権保障の観点から、日本スポーツ法学会第19回大会、2011年12月17日、早稲田大学。
- ⑤ 森克己、山田理恵、イギリス・フットボール協会のチャイルド・プロテクション制度の特徴と課題、日本体育学会第62回大会、2011年9月26日、鹿屋体育大学。
- ⑥ 森克己、スポーツにおける暴力からの子ども保護—ユニセフ報告書が指摘するチャイルド・プロテクションの現状と課題を中心として、日本スポーツ法学会第18回大会、2010年12月18日、早稲田大学。
- ⑦ 森克己、山田理恵、イギリス・スポーツ団体におけるチャイルド・プロテクション制度の意義と課題、日本体育学会第61回大会、2010年9月8日、中京大学。

[図書] (計2件)

- ① 森克己、他、「スポーツ政策調査研究」報告書、笹川スポーツ財団、2011年、28~30、41。
- ② 森克己、山田理恵、他、体育・スポーツ科学概論、大修館書店、2011年、119~130。

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

森 克己 (MORI KATSUMI)
鹿屋体育大学・体育学部・准教授
研究者番号： 60343373